

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 告 示

○公衆浴場入浴料金の統制額の指定

所管課(室)名

生活衛生課

## 告 示

### 長崎県告示第134号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和5年4月1日から施行する。

なお、公衆浴場入浴料金の改定に関する告示（平成19年長崎県告示第138号）は、令和5年3月31日限りで廃止する。

令和5年2月28日

長崎県知事 大石 賢吾

#### 1 公衆浴場入浴料金の統制額

地 域	区 分		
長崎県 全 域	大 人 (12歳以上)	中 人 (6歳以上 12歳未満)	小 人 (6歳未満)
	400円	150円	80円

2 公衆浴場法施行条例（昭和36年長崎県条例第10号）第2条第2項に規定するその他の公衆浴場の入浴料金については、前項の規定は適用しない。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一  
直通(八九五)二二四

印刷所  
印刷人  
長崎市弥生町八番三十号

株式会社  
岩永泰明  
岩永印刷所